

議案第 4 1 号

指定管理者の指定について

市民いこいの家条例（平成 6 年上越市条例第 1 2 号）第 7 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
市民いこいの家	新潟市中央区上大川前通九番町 1268 番地 2 株式会社新潟ビルサービス 代表取締役 鈴木 謙太	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで